



第1章 策定にあたって



第1章 策定にあたって

第1節 策定の趣旨

本市は、戦国時代の津軽氏の台頭に始まり、藩政時代からの町割りや古くからの伝統文化を数多く残し、その愛着と誇りで様々な難局を乗り越えてきました。

本州最北の土地であったが故に、藩政期の殖産興業政策などに際し、外部から新たな知識や技術を持った人々を受け入れ、明治以降は、早くからキリスト教を取り入れて、洋風建築やりんご産業、前川國男に代表される近代建築が広まるなど、進取の気質に富み、多様性を受け入れるという歴史・風土も兼ね備えています。

このように、古いものと新しいものを調和させていくことが、弘前の伝統的な気質、そして風土であり、こうした進取の気質と多様性を受け入れるかたちで、現在に至るまで、津軽地方の政治・経済・文化をけん引し、弘前城とさくらに代表される数々の恵まれた文化財と自然環境を土台に、文化都市として発展してきました。

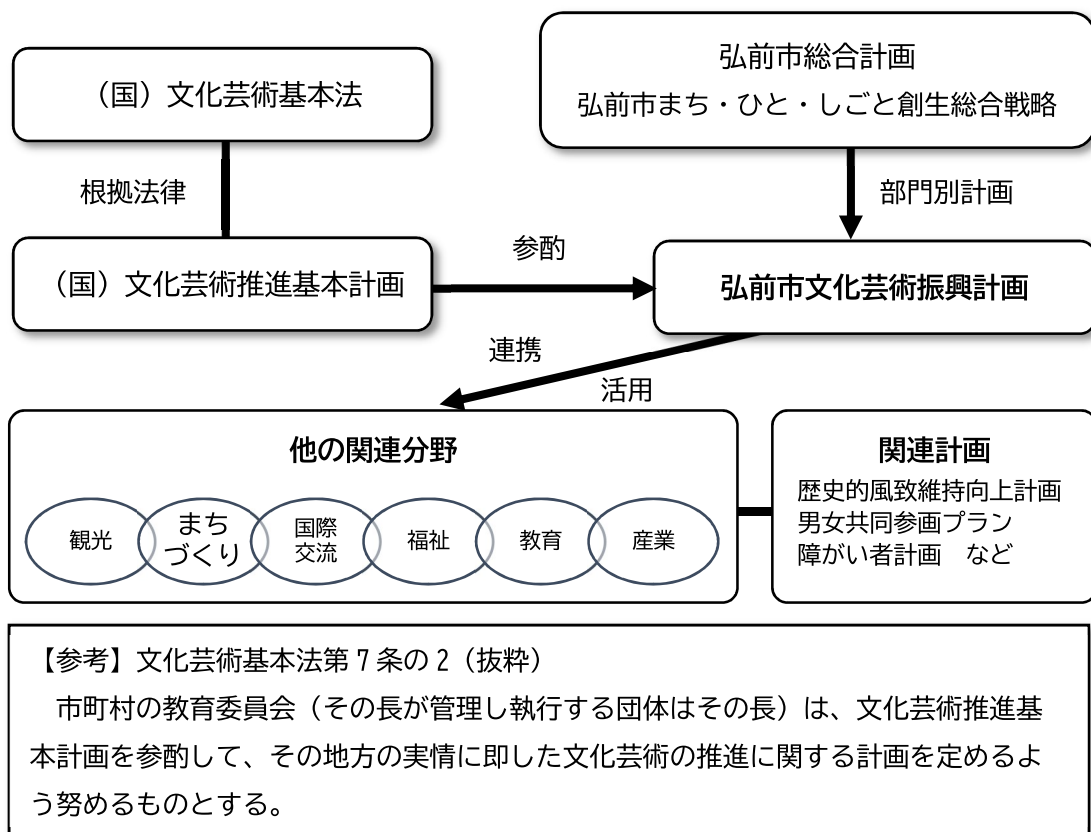
近年は、人口減少・少子高齢化の進行、グローバル化・情報技術の急速な進展、個人のライフスタイルの多様化など、社会環境は大きく、そして急激に変化し、市民の文化芸術活動も、こうした社会環境の変化の中で多くの課題に直面しています。

一方で、地域の魅力を最大限に活かした地域づくりのため、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が求められており、文化芸術が果たす役割への期待が高まっています。

「弘前市文化芸術振興計画」は、こうした環境の変化と、社会の要請に対応するため、文化芸術振興の目標や取り組む施策を体系化するとともに、市民の主体的な文化活動を支え、弘前の優れた文化を次の世代にしっかりと引き継ぎながら、新たな文化の創造を促し、本市の文化芸術振興と地域共生社会の実現に向け策定するものです。

第2節 計画の位置付け

本計画は、「文化芸術基本法」第7条の2第1項の規定に基づく地方文化芸術推進基本計画として、さらに、その他の関連する法律等と整合を図るとともに、「弘前市総合計画」及び「弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を上位計画とする部門別計画として位置づけ、他の関連計画との整合を図りながら、策定するものです。



第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、2022(令和4)年度から2031(令和13)年度までの10年間とし、社会環境の変化やニーズを踏まえて、5年ごとに検証を行い、その結果に応じて見直しを行うこととします。

令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)
前期計画(令和4年度~令和8年度)					後期計画(令和9年度~令和13年度)				

第4節 文化芸術の意義

文化芸術は、感動と精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするとともに、豊かな人間性を涵養し、創造力を育むものです。

また、他者に共感する心を通じて、人と人とを結び付け、相互に理解し、尊重し合う土壌を提供するものであり、人間が協働し、共生する社会の基盤となるものです。

さらに、観光や産業等の関連分野と結びつくことにより、新たな需要や高い付加価値を生み出し、地域の発展に寄与しうるものであり、文化芸術の継承、発展及び創造は、本市にとって、ますます重要なものとなります。

第5節 文化芸術の範囲

「文化」を広く捉えると、人と自然とのかかわりや立ち居振る舞い、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、人と人の生活にかかわる総体を意味していますが、本計画では、原則として、「文化芸術基本法」第8条から第14条までに列記されている文化芸術を、あらかじめ本計画に位置付ける文化芸術の範囲として設定します。

区 分	内 容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊など
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術など
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊など
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱など（伝統芸能を除く。）
生活文化、国民娯楽及び出版物	生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他生活に係る文化など） 国民娯楽（囲碁、将棋など）、出版物、レコードなど
文化財	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭など 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能